

平成27年第1回定例会

議案参考資料

平成27年2月17日

議案参考資料目次

議案第 1 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金 条例の一部を改正する条例の制定について…………… 1
議案第 2 号	平成 26 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業 特別会計補正予算（第 2 号）……………別冊
議案第 3 号	平成 27 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………別冊
議案第 4 号	平成 27 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業 特別会計予算……………別冊

議案第 1 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方自治法第 2 4 1 条等
<p>【趣 旨】</p> <p>被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料賦課額の軽減特例措置が、基金事業から国庫補助事業に転換されることに伴い、平成 2 7 年度に全額取崩し活用することから、条例の失効期限を延長する必要があるため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 失効期限 この条例の失効期限を「平成 2 7 年 3 月 3 1 日」から「平成 2 8 年 3 月 3 1 日」に変更する。</p>	
施 行 日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則 第1条 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>第2条 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>	<p>附 則 第1条 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>第2条 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>